



入居申込書 兼 BLCサポート申込書 (法人用)

担当	責任者

物件コード	〒
物件名称	所在地 号室

基本情報					
契約形態	普通・定期(____年)→(通常家賃____円)	ペット	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
月額賃料					
家賃	円	共益費	円	BLCサポート	円
駐車場①(P____)	円	駐車場②(P____)	円	協力費(町費)	円
CATV	円	水道料	円		円
負担区分	個人負担：(家賃・共益費・BLCサポート・駐車場①・駐車場②・協力費(町費)・CATV・水道料)				
初期費用					
保証金	円	償却	%	定額補修分担金	円
礼金	円	家財保険料	円	鍵費用	13,200 円
保証会社保証料	円	仲介手数料	円	入居披露金	円
その他()	円		円		円
負担区分	個人負担：(保証金・定補・礼金・保証会社・家財保険・鍵費用・仲介料・入居披露金)				
更新費用・違約金					
保証会社更新料	円/1年	契約更新料	円/2年	違約金	(____年未満) 円

契約開始日		西暦	年	月	日
申	フリガナ				
	会社名	フリガナ 代表者			
込	所在地	〒			
	事業内容	設立	年	月	従業員
人	業種	人	資本金	万円	年商
	担当者名 所属部署	(役職)			
		電話 ()			

入居者	フリガナ	性別	続柄	生年月日	携帯番号	所属部課
	氏名	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	社員	西暦 年 月 日	- -	
同居者	フリガナ	性別	続柄	生年月日	携帯番号	勤務先名(学校名)
	氏名	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		西暦 年 月 日	- -	
		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		西暦 年 月 日	- -	
		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		西暦 年 月 日	- -	
		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		西暦 年 月 日	- -	

緊急連絡先	フリガナ	生年月日				
	氏名	男・女 西暦 年 月 日 (才)				
連帯保証人	住所	〒	電話番号	-	-	
			携帯番号	-	-	
備考	申込人との関係	住居の種類	持家(自己所有)・持家(家族所有)・借家・その他()			
	勤務先	名称	電話番号 - -			
		所在地	〒			
	業種	役職	年収	万円	勤続	年

- 以上の身上内容で相違ございません。もし、相違のあった場合直ちに申込は取り下げ、一切の金額が返金にならないことを承諾します。
- 本申込みの契約条件は、管理会社・貸主からの申し出及び保証会社の審査状況により、変更になる旨承諾します。
- 本書記載の事項(BLC賃貸生活サポート利用規約、個人情報に関するお取扱いについて、暴力団排除条項)を確認し承諾します。

西暦 年 月 日 申込人



BLC賃貸生活サポート利用規約

第1章 総則

第1条(適用関係)

- BLCサポート利用規約は、株式会社ブルーボックス(以下「弊社」といいます。)と第2条第2項に定める本人との間で締結されるものとします。弊社はBLCサポート利用規約に基づき第2条第2項に定める利用者に提供すべき業務を弊社の業務委託先(以下「業務委託先」といいます。)に委託します。
- この利用規約は、業務委託先が弊社からの業務委託に基づき利用者に提供する緊急駆けつけパッケージ「BLC賃貸生活サポート」(以下「本サービス」といいます。)の利用等に関して適用されます(以下「利用規約」といいます。)
- 弊社および業務委託先は、本サービスの運営上、個別のサービス毎に利用約款や利用上の注意等の諸規定(以下「諸規定」といいます。)を設けることがあります。それらの諸規定はこの利用規約の一部を構成するものとし、利用規約に定める内容と異なる場合、諸規定の内容が優先されます。

第2条(定義)

- 「サービス対象物件」とは、業務委託先が弊社からの業務委託に基づき、本サービスを提供する住戸をいいます。
- 「利用者」とは、サービス対象物件に居住する方で弊社所定の方法で申請した本人(以下「本人」といいます。)およびその同居人であつ、弊社が登録した個人をいいます。

第3条(本サービスの利用)

- 利用者は、利用規約の定めるところに従い、本サービスを利用することができます。
- 本人は、同居人による本サービスの利用に際して、同居人に利用規約及び諸規定の定めを遵守させる義務を負うものとなります。

第4条(有効期間)

- 本サービスの有効期間は、弊社が指定した日をもって開始とし、当該サービス対象物件に入居する契約が終了した日をもって終了とします。
- 既に入居している住戸が新たにサービス対象物件となった場合には、当該住戸がサービス対象物件となった日をもって、本サービスの有効期間の開始とします。
- 入居している住戸がサービス対象物件でなくなった場合には、当該住戸がサービス対象物件でなくなった日をもって、本サービスの有効期間の終了とします。

第5条(登録情報の変更)

- 利用者は、弊社に届け出た連絡先や同居人等の情報(以下「登録情報」といいます。)に変更があった場合、弊社所定の方法により速やかに変更手続をとるものとなります。また、登録情報の変更は本人の申し出により行います。
- 登録情報の不備、変更手続の不履行や遅延などにより利用者が不利益を被ったとしても、弊社および業務委託先はいかなる責任も負いません。

第6条(利用資格の取消し)

- 利用者が次のいずれかに該当した場合、弊社は利用者の利用資格を取り消すことができるものとします。
- この利用規約又は諸規定の定め違反した場合
 - 必要な問合せや悪質ないたずら等で本サービスの業務に支障をきたした場合
 - 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団若しくは個人(いわゆる反社会的勢力)に属する、又は密接な関係を有する場合
 - その他、弊社または業務委託先が利用者として不適切とみなした場合

第7条(個人情報)

- 弊社および業務委託先は、本サービスの利用等を通じて弊社および業務委託先が知り得た利用者の個人情報(以下「利用者の個人情報」といいます。)について、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
- 利用者は、利用者の個人情報を弊社および業務委託先が次の各号の目的の範囲内で使用することに同意するものとします。
 - 利用者より依頼を受けた各種サービスを当該利用者に対して提供するため
 - 本サービスの運営に必要な事項を利用者に知らせるため
 - 本サービスその他弊社および業務委託先の商品等の改善等に役立てるための各種アンケートを実施するため
 - 各種情報DMを電子メールにより当該利用者へ提供するため
 - 本サービスの利用状況や利用者の属性等に応じた新たなサービスを開発するため
 - 本サービスの関連サービスやコンシェルジュサービス(関連サービス、コンシェルジュサービスもいずれについても利用規約締結後に追加される新規サービスも含まれるものとする)、その他、弊社が実施する全ての事業活動に関する情報を提供(ダイレクトメール、Eメール、電話、FAX、訪問等)するため
- 弊社および業務委託先は、本サービスの提供に関わる業務を第三者に再委託することがあります。この場合、弊社および業務委託先は、業務遂行に必要な範囲で当該再委託先に利用者の個人情報を取り扱わせることがあり、利用者はあらかじめこれに同意するものとします。
- 前項に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、弊社および業務委託先は利用者の個人情報等を第三者に開示・

提供することがあります。

- 個人または公共の安全を守るために緊急の必要がある場合
- 裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分、または法令により開示が必要とされる場合
- 弊社または業務委託先の権利又は財産を保護するために必要不可欠である場合
- 弊社または業務委託先が本サービスの運営維持のため必要不可欠と判断する合理的かつやむを得ない事由が生じた場合

第8条(規約の追加変更)

利用規約については、利用者が情報を得る本日現在の最新のWebサイトに掲載されたものによることとします。
(http://www.bluebox.co.jp/apartment/topics/blc_support/)

第9条(免責)

弊社および業務委託先は、本サービスの運営に関して故意または重大な過失がない限り、利用者に対して損害賠償義務を負わないものとなります。

第2章 緊急サポートサービス

第10条(内容)

- 利用者は、サービス対象物件について、次の各号のトラブルが生じた場合、業務委託先指定の専用フリーダイヤルを利用して、24時間365日、トラブル解決を図るための情報提供または現場駆けつけ対応のサービスを受けることができます。
 - カギの紛失・故障等、カギのトラブル(但し、特殊構造の鍵に関しては開錠できない場合があります。)
 - 水廻りのトラブル
 - ガラスのトラブル
 - ガスのトラブル
 - 電気設備のトラブル(利用者が所有する家電製品は対象外とします。)
 - 悪質な訪問販売、不審者、騒音その他、居住環境に関するトラブル
- 前項の現場駆けつけ対応時には、利用者の立ち会いが必要となります。

第11条(利用料金)

- 利用者は、現場駆けつけを原則として無料で受けることができます。但し、60分を超えた作業の代金(超過10分ごとに1,500円(税別))については、利用者が別途実費を負担する場合があります。また、対応に部品交換や特殊作業が必要になった場合の代金についても利用者が別途実費を負担する場合があります。
- 利用者は、本サービスの対象に含まれない事項についても、現場駆けつけ作業員(以下「作業員」という。)と協議のうえ別途サービスを受けられる場合があります。
- 現場駆けつけ対応に対してトラブルが解決できないまたは二次被害が発生することが予想される場合、利用者は作業員等と協議のうえ別途有料(作業料金・部品代)でサービスを依頼することができます。
- 弊社は、前3項の場合の利用料金等の請求業務を、弊社の指定する第三者に委託することがあり、利用者はこれを承諾するものとなります。

第12条(除外事項)

- 次の場合は緊急サポートサービスの対象外とします。
- 建物共有設備におけるトラブル
 - 午後11時以降翌午前9時までの時間帯における破壊による開錠
 - 利用者が所有する家電製品等に関するトラブル
 - 入居当初からの故障・破損に関するトラブル
 - 原状回復に関するトラブル
 - 地震等の天災や火災、暴動等の非常事態におけるトラブル
 - その他弊社または業務委託先が不適切と判断した場合

第3章 盗難転居サポートサービス

第13条(内容)

本人が加入期間中にサービス対象物件の室内(ベランダは除きます。)において侵入盗難被害に遭い、サービス対象物件の賃貸借契約を終了して転居する場合において、次条の要件をすべて満たす場合に業務委託先から見舞金10万円を給付します。

第14条(見舞金の給付条件)

- 見舞金は以下の要件をすべて満たす場合に給付されます。
- 所轄の警察署に対して被害届を提出していること
 - 侵入盗難被害から3か月以内に、サービス対象物件の賃貸借契約につき解約の合意を成立させ、又は解約申し入れの意思表示をしていること
 - 転居先として、本サービス加入時と同一の不動産会社が管理する住戸について、賃貸借契約を締結していること
 - 本サービスの有効期間中に、業務委託先所定の申請書等を提出していること
 - 本サービスの有効期間中1回目の申請であること(2回目以降は対象外となります。)

第15条(除外事由)

- 次の各号のいずれかに該当する場合は、見舞金は給付されません。
- 不在中に施錠されていなかった等、利用者の故意又は重過失による場合
 - 利用者の親族、止宿人、その他サービス対象物件の居室内に入り込むことが可能な者による盗難の場合

- 地震等の天災や火災、暴動等、非常時における盗難の場合
- その他弊社または業務委託先が不適切と判断するべき合理的な理由がある場合

第16条(手続)

- 本人は、盗難転居サポートサービスを利用する場合は、次の書類を提出して業務委託先に利用の申請を行うものとします。
 - 業務委託先所定の申請書(送金先の金融機関口座情報を含みます。)
 - 転居先の賃貸借契約書の写し
- 前項の申請が、規約の定める要件をすべて満たす場合、業務委託先または業務委託先の指定するものは、本人の指定した金融機関口座に、速やかに見舞金を送金します。

第17条(他の補償制度との関係)

盗難転居サポートサービスによる見舞金の給付は、保険ではなく、本人への付加サービスであり、他の補償制度や保険等からの給付とは無関係に行うものとなります。

第4章 健康医療情報サポートサービス

第18条(内容)

利用者は、健康・医療・介護・育児等の生活上の問題について、医療機関、行政機関窓口等の紹介その他の相談を受けられる、健康医療情報サポートサービスを利用することができます。但し、このサービスは弊社または業務委託先が治療・診察行為を行うものではなく、また弊社または業務委託先が直接トラブル解決を図るものではありません。

第5章 「メンバーズ Club Off」サービス

第19条(内容)

本人は、「メンバーズ Club Off」専用ホームページに掲載されている宿泊施設やリジャー施設、ショッピング、グルメ、エステ、育児施設等を優待価格で利用することができます。

第20条(会員優待サービスの利用)

- 「メンバーズ Club Off」は、業務委託先が提携する株式会社リラックス・コミュニケーションズが提供する会員限定優待サービスです。本人は、優待サービスの利用に際し、「メンバーズ Club Off」専用ホームページに記載されたClub Off Alliance会員規約をよく読み、同意した上で利用するものとなります。

第21条(変更・休止等)

「メンバーズ Club Off」は、本人の承諾なく、また本人への事前の通知なく、任意に会員優待サービスの全部または一部を変更すること、または休止することがあります

第6章 コンシェルジュサービス

第22条(内容)

- 利用者は、業務委託先が提携する企業(以下「業務提携先」といいます。)から、所定の方法によりコンシェルジュサービスを受けることができます(サービスによっては別途費用が生じる可能性があります。)。弊社および業務委託先は、これらのサービスの提供に関して利用者と本サービス業務提携先の間に生じる紛争について、責任を負わないものとします。但し、業務委託先の責に帰すべき事由により、当該紛争が生じた場合は、業務委託先は責任を持って解決に努めるものとなります。
- コンシェルジュサービスの一部を利用できない地域があります。
- コンシェルジュサービスの内容、価格、利用方法などは、利用者が情報を得る最新のWebサイトに掲載するものとします。
(http://best-lc.jp/)

平成24年5月1日制定

平成29年1月25日改定

個人情報に関するお取扱いについて

当社は、お取引に伴いお客様の個人情報をいただいております。この書面はアンケート、ホームページ等、お取引に伴い、書面、メール等全ての媒体で入手するお客様の個人情報のお取扱いにつきまして、個人情報保護法の規定に従いご説明するものです。

1.個人情報に対する当社の基本的姿勢	当社は、個人情報保護法の趣旨を尊重し、これを担保するために「個人情報保護方針」を定め実行してまいります。
2.当社が保有する個人情報	1. 当社は、建設不動産業他、当社の業務に関連するお客様やお取引先様の個人情報を有しています。 2. 当社の従業者及び採用見込み者の個人情報を有しています。
3.個人情報の利用目的	1. 当社の行う全ての事業活動に係る、製品、商品、サービス等を確実に実施するため使用します。 2. 当社が行う、全ての事業に係る、有用と思われる情報の提供（DM、Email、電話、FAX、訪問等）のため利用します。
4.個人情報の第三者への提供	個人情報は、お客様との契約目的を達成するために以下の者に対して申込書等の情報を提供する場合があります。 1. 火災等の損害保険事業者、共済会事業者 2. 引越し等の運送事業者 3. 各種対象不動産についての建物管理（賃貸物件入居・退去に伴う、電話・ガス等の設備業者、修理・リフォーム業者、清掃業者、町内会、自治会、家主、等）並びに家賃管理（家賃保証、集金代行業者）、契約管理等の必要がある場合における管理業者 4. 融資先または取引先の金融機関等 5. 申請等の業務に伴う届出先となる行政機関及び公共機関
5.個人情報の保護対策	1. 当社の従業者に対して個人情報保護のための教育を定期的に行い、お客様の個人情報を厳重に管理いたします。 2. 当社が保有する個人データは、安全管理措置を講じます。
6.個人情報処理の外部委託	当社が保有する個人情報の処理について外部委託をするときは、安全管理に必要な契約事項を盛り込んだ契約を締結し、適切な管理・監督を行います。
7.訂正・利用停止等の申立先	(1)相談窓口 株式会社ブルーボックス 電話：0587-23-0723 FAX:0587-23-5544 (2) 当社が保有する個人情報の開示、訂正、利用停止、消去等の手続は 様式：個-4-1号をご参照下さい。

様式：個-4-1号

当社が保有する個人情報の開示、訂正、利用停止、消去等の手続きについて

- ① 当社が保有する個人情報は、ご本人様から請求があった場合、開示いたします。下記請求書で下記にご請求ください。
当社に請求書到達後すみやかに処理し、その旨をご通知申し上げます。
- ② 当社が保有する個人情報の訂正等（変更、通知、削除）、利用停止、消去の請求は下記にご記入のうえご請求ください。
当社に請求書到達後すみやかに処理し、その旨をご通知申し上げます。
- ③ 『個人情報取扱い変更等請求書』にご記入いただいた個人情報は、請求に基づく開示結果伝達のためのみを使用いたします。
使用后、2年間保有し、その後当社規定に従い廃棄いたします。
- ④ 『個人情報取扱い変更等請求書』は郵送のみの受付となります。
- ⑤ 個人情報の取扱いに関する諸事項は、弊社ホームページ <https://www.bluebox.co.jp/> で公開しております。
- ⑥ 手続きに関するお問合せ先

株式会社ブルーボックス 管理本部
電話：0587-23-0723 FAX:0587-23-5544

株式会社ブルーボックス
制定日：2005年03月31日
改定日：2018年08月01日

暴力団排除条項

<属性要件>

1. 暴力団
2. 暴力団員
3. 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者であること
4. 暴力団準構成員
5. 暴力団関係企業
6. 総会屋等
7. 社会運動等標ぼうゴロ（政治活動標ぼうゴロ、会社ゴロ、新聞ゴロなど）又は、特殊知能暴力集団等
8. その他前各号に準ずる者

<行為要件>

1. 自ら又は第三者を利用し、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言動を行う
2. 当事者に対して、自身が反社会的勢力であることを伝え、又は自身の関係者が反社会的勢力である旨を伝える
3. 自ら又は第三者を利用して、当事者の名誉や信用等を毀損し、又は毀損するおそれのある行為を行う
4. 自ら又は第三者を利用して、当事者の業務を妨害し、又は妨害するおそれのある行為を行う

入居申込書に記載の通り、上記内容に該当しないことを約束します。